

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次(*については県例規集登載事項) ページ (取扱課室名) 〇 規則 *8 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課).....1 *9 津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例施行規則 (建築住宅課).....3 〇 告示 (県民生活課).....8 250 特定非営利活動法人の設立認証の申請 251 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 IJ) 8)......9 252 *"* IJ 253 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課).....9 *"*)..... 9 (254 255 保安林の指定予定の通知 (森林整備課).....9) 10 256 ") 10 257) 11 258) 11 259 IJ)..... 12 260 IJ IJ (道路保全課).....12 261 道路の区域変更 IJ) 12 262 道路の供用開始 263 道路の区域変更) 13 264 道路の供用開始) 13 265 道路の区域変更) 13) 14 266 道路の供用開始 IJ) 14 267 道路の区域変更) 15 268 道路の供用開始 IJ (都市政策課).....15 269 道路の位置の指定 (公共建築課).....15 270 宅地建物取引業の業務の停止 271 " *"*)..... 15 〇 監査公表 監査公表第6号 16

規

和歌山県規則第8号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

則

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則(平成20年和歌山県規則第81号)の一部を次のように改正する。

和歌山県報 第 2436 号 平成 25 年 3 月 8 日 (金曜日)

第7条第1項中「別表第1の3の左欄」の次に「、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域において は別表第1の4の左欄 | を加え、同条第2項第5号中「行為」の次に「及び都市計画法(昭和43年法律第100 号) 第58条第1項の規定に基づく市町村の条例による許可に係る行為」を加え、同条第3項第10号中「及び 高野山町石道周辺特定景観形成地域」を「、高野山町石道周辺特定景観形成地域及び熊野参詣道(大辺 路)特定景観形成地域」に改め、同項第11号中「並びに高野山町石道周辺特定景観形成地域」を「、高野 山町石道周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域並びに熊野参詣道(大辺路)特定景観 形成地域」に改め、同項第12号中「及び」を「、」に改め、「別表第2の2に掲げる行為」の次に「及び熊 野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の3に掲げ る行為」を加える。

第11条の見出しを「(立入検査等を行う者の証)」に改める。 別表第1の3の次に次の1表を加える。

別表第1の4(第7条関係)

熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域

| | | 規 | 模 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| | | 和歌山県景観計画に定める | バッファゾーンの区域及び |
| | | 世界遺産を結ぶ歩行者動線 | 歩行者動線沿道の区域を除 |
| | 行為 | 沿道の区域(バッファゾーン | いた区域 |
| | | の区域を除く。以下「歩行者 | |
| | | 動線沿道の区域」という。) | |
| | 築、増築、改築若しくは移転、 | 高さ 10 メートルかつ延べ面 | 高さ 13 メートルかつ延べ面 |
| 外観を変更す | ることとなる修繕若しくは模 | 積 500 平方メートル | 積 1,000 平方メートル |
| 様替え又は色彩 | ジの変更 | | |
| 2 工作物の | (1) 製造施設、貯蔵施設、遊 | 高さ 10 メートルかつ築造面 | 高さ 13 メートルかつ築造面 |
| 新設、増築、 | 戯施設等の工作物で次に | 積 500 平方メートル | 積 1,000 平方メートル |
| 改築若しく | 掲げる用途に供するもの | | |
| は移転、外観 | ア アスファルトプラン | | |
| を変更する | ト、コンクリートプラン | | |
| こととなる | ト、クラッシャープラン | | |
| 修繕若しく | トその他これらに類す | | |
| は模様替え | るもの | | |
| 又は色彩の | イ 自動車車庫の用途に | | |
| 変更 | 供する施設その他これ | | |
| | らに類するもの | | |
| | ウ 汚物処理場、ごみ焼却 | | |
| | 施設その他の処理施設 | | |
| | の用途に供するもの | | |
| | ② 広告塔、広告板、装飾塔、 | 高さ 10 メートル | 高さ13メートル |
| | 記念塔その他これらに類 | | |
| | するもの | | |
| | (3) その他の工作物 | 高さ10メートル | 高さ13メートル |
| 3 都市計画法第4条第12項に規定する開発 | | 1,000 平方メートル | 2,000 平方メートル |
| 行為 | | | |
| 4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その | | 1,000 平方メートル | 2,000 平方メートル |
| 他の土地の形質の変更 | | | |
| 5 屋外における | | 1,000 平方メートル | 2,000 平方メートル |
| 他の物件の堆積 | | 1,000 十万 / 17/2 | 2,000 + 11 / 11/V |
| | 具 | | |

別表第2の2の次に次の1表を加える。

別表第2の3(第7条関係)

熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域

行為

- 1 水平投影面積が30平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以内の建築物を新築し、改築し又は増築すること。
- 2 高さが 1.5 メートル以下であり、かつ、地上に露出する部分の長さが 5 メートル以内の工作物 (建築物を除く。)を新設し、改築し又は増築すること。
- 3 色彩を変更する部分の面積が5平方メートル以内の建築物その他の工作物の色彩を変更すること。
- 4 採取する土石又は採掘する鉱物の体積が 1 立方メートル以内である土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
- 5 面積が 100 平方メートル以内であり、かつ、生ずるのりの高さが 1.5 メートル以内である土地の 形質を変更すること。
- 6 埋立て又は干拓後の面積が100平方メートル以内の水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 7 門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 8 ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
- 9 棚、囲い、肥料だめ、水槽、散水塔、水車、風車(観光用又は発電用のものを除く。)等を新築し、 改築し、又は増築すること。
- 10 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 11 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 12 宅地内の土石を採取すること。

別記第5号様式中「及び九度山町高野山町石道周辺景観保護条例」を「、九度山町高野山町石道周辺景観保護条例、白浜町熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例及びすさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例」に改める。

別記第7号様式中「身分証明書」を「立入検査等を行う者の証」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第9号

津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例施行規則を次のように定める。 平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例(平成24年 和歌山県条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。 (土地に定着する工作物) 第3条 条例第2条第1号の規則で定めるものは、建築物、門及び塀とする。

(避難路の中心線からの水平距離)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める水平距離は、20メートルとする。

(特定避難路として指定することの提案)

- 第5条 条例第5条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による提案は、特定避難路の 指定に係る提案書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。
- (1) 特定避難路として指定することを提案する避難路(以下「提案避難路」という。)、津波浸水想定及び避難場所の位置を示す図面
- (2) 提案避難路及び当該提案避難路沿いの建築物等の位置を示す図面
- (3) 提案避難路に係る避難路沿いの建築物等の状況に関して記載した図書
- (4) 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第42条に規定する市町村地域防災計画に定められた避難路 であることを示す図書
- (5) その他知事が必要と認めるもの

(特定避難路の案の公告)

- 第6条 条例第5条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を和歌山県報に登載して行うものとする。
- (1) 特定避難路の位置
- (2) 特定避難路の案の縦覧の場所及び期間

(特定避難路沿いの建築物等の制限に関する基準)

- 第7条 条例第6条第1項の規則で定める基準は、建築物等のいずれかの部分(特定避難路の中心線からの水平距離が20m以内の部分に限る。)の高さが当該部分から当該特定避難路の境界線までの水平距離に当該特定避難路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超える建築物等について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に従い耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられるものであることとする。
- 2 前項の高さは、地盤面からの高さにより算定する。ただし、地盤面が特定避難路の路面の中心より低い場合は、当該路面の中心からの高さによる。

(公表)

- 第8条 条例第7条第3項(同条第5項及び第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、 和歌山県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
- 2 条例第7条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)条例第7条第1項の規定による勧告(同条第5項において準用する場合にあっては、同条第4項の規定による命令)を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 条例第7条第1項の規定による勧告(同条第5項において準用する場合にあっては、同条第4項の規定による命令)に従わない旨の事実
- (3) 条例第7条第1項の規定による勧告(同条第5項において準用する場合にあっては、同条第4項の規定による命令)の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項
- 3 条例第8条第3項において準用する条例第7条第3項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 条例第8条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令に従わない旨の事実
 - (2) 条例第8条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令の内容

- (3) その他知事が必要と認める事項
 - (円滑な避難に著しく支障を生ずるおそれのある建築物等)
- 第9条 条例第8条第1項の規則で定めるものは、建築物等のいずれかの部分(特定避難路の中心線からの水平距離が20m以内の部分に限る。)の高さが当該部分から当該特定避難路の境界線までの水平距離に当該特定避難路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超えるものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 次のいずれかに該当するものであって、地震の震動及び衝撃により倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断されるもの
 - ア 柱、はり、基礎その他の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食、腐朽その他の劣化が著しく進行しているもの
 - イ 建築物等の全体又は一部 (構造耐力上主要な部分である柱を含む場合に限る。) が20分の1を超え て傾斜しているもの
 - ウ 耐震改修促進法第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の 指針となるべき事項に従い耐震診断を行った結果、地震の震動及び衝撃により倒壊し、又は崩壊す る危険性が高いと判断されるもの
- (2) 地震の震動及び衝撃により倒壊し、又は崩壊した場合において、当該特定避難路における避難の際に通行する部分が、当該特定避難路の幅員の2分の1以上確保されないおそれがあると判断されるもの
- 2 第7条第2項の規定は、前項の高さについて準用する。

(立入調査職員証明書)

第10条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第2号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

特定避難路の指定に係る提案書

年 月 日

和歌山県知事 様

提案者

市町村長 ○ ○ ○ ○ 印

津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例第5条第2項の規定に基づき、 本市町村区域に係る避難路のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めるものを次のとおり特 定避難路として指定することを提案します。

| 提案避難路の位置 | | | | |
|----------------------------------|--|--|--|--|
| 提案避難路の延長及び幅員 | | | | |
| 提案避難路を特に重要と認める 理由 | | | | |
| 提案避難路に係る避難路沿いの 建築物等の概数 | | | | |
| 備考 提案避難路が複数ある場合は、それぞれについて記載すること。 | | | | |

添付書類

○津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例施行規則第5条第1項各号に定める添付 書類

- (1) 提案避難路、津波浸水想定、避難場所の位置を示す図面(縮尺 1/10,000 以上)
- (2) 提案避難路及び当該避難路沿いの建築物等の位置を示す図面
- (3) 提案避難路に係る避難路沿いの建築物等の状況に関して記載した図書
- (4) 市町村地域防災計画に定められた避難路であることを示す図書
- (5) その他知事が必要と認めるもの

別記第2号様式(第10条関係)

(表面)

第

立入調査職員証明書

所 属

職名

氏 名

生年月日

上記の者は、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例第9条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。

54 mm

年 月 日

和歌山県知事

印

85mm

(裏面)

津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例 (抜粋)

(報告及び立入調査)

- 第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第5条第1項の規定により指定された特定避難路に係る避難路沿いの建築物等の所有者等に対し、当該避難路沿いの建築物等について報告を求め、又はその職員に当該避難路沿いの建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

告 示

和歌山県告示第250号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、 同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成25年4月19日まで縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日 平成25年2月19日

2 名称

特定非営利活動法人愛福会

3 代表者の氏名

中西俊五

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市今福1丁目10番33号

5 定款に記載された目的

戦後60有余年、本格的なまちづくりは実施されなかったが、昨今漸く下水道の設備工事が実施される中、今福地区まちづくり整備計画策定業務が実施され、地域住民の参加のもとで計画し、いよいよ本格的なまちづくりが始まろうとしている。

こんな中で、自分たちが住む住環境を少しでも良くしていくために、まちづくりに積極的に参加する ことによって、安心・安全なまちをつくり、牽いては持続的にまちを大切にする住民が住むまちを目指 す、そんな活動を目的とする。

和歌山県告示第251号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成25年4月18日まで縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日 平成25年2月18日

2 名称

特定非営利活動法人地域サポートセンター

3 代表者の氏名

植山芳三

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市東家六丁目347番5

5 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念を基盤とし、障害者福祉・青少年育成・環境問題など地域 の暮らしを豊かにする事を目的にコミュニティをつくり、個人及び団体の学習や活動を推進することを 目的とする。

和歌山県告示第252号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成25年4月22日まで縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日平成25年2月22日
- 2 名称

特定非営利活動法人和歌山箕島球友会

3 代表者の氏名

島田康夫

- 4 主たる事務所の所在地 和歌山県有田市宮崎町2497番地の2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県における野球及びスポーツの振興に対しての事業を行い、地域において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するために、地域において、その活動できる環境を提供するとともに、スポーツを通じて青少年の心身の健全育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第253号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|----------|-------------|--------------------|--|--------------|
| シンハマ調剤薬局 | 海南市日方1521-2 | _ | 坂東幹彦 | 平成 25.3.1 |

和歌山県告示第254号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|------------------|-------------|--------------------|--|--------------|
| 阪神調剤薬局和歌 山海南店 | 海南市日方1521番4 | _ | 松本知草 | 平成 25.3.1 |

和歌山県告示第255号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町大角字萱場478の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第256号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町津川字野中101、101の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字野中101・101の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第257号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町津川字瀬垣内772、774 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字瀬垣内772 (次の図に示す部分に限る。)、774
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第258号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町野中字浦地909の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第259号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村安井字上村1085 (次の図に示す部分に限る。)、1087
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上村1087 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第260号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村福井字上ミ平2386の1、2386の2(次の図に示す部分に限 る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミ平2386の1(次の図に示す部分に限る。)、2386の2

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並 びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

| 区間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長メートル | 備考 |
|-----------------|------|----------------------|---------|----|
| 橋本市小原田字佃530番4地内 | 旧 | 59. 10 | 31. 60 | |
| 同上 | 新 | 49. 50 | 31.60 | |

和歌山県告示第262号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市小原田字価530番4地内

供用開始の期日 平成25年3月8日

和歌山県告示第263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上秋津線

| 区間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備考 |
|---|------|----------------------|----------|----|
| 田辺市上秋津字堺3207番1地先 から同市上秋津字堺3302番2地 先まで | | 5. 40 | 85. 70 | |
| 同上 | 新 | 6. 50 | 85. 70 | |

和歌山県告示第264号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市上秋津字堺3207番1地先から同市上秋津字堺3302番2地先まで

供用開始の期日 平成25年3月8日

和歌山県告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温川田辺線

| 区間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備考 |
|--|------|----------------------|----------|----|
| 田辺市長野字林ノ下1657番2地 先から同市上三栖字坂本863番1 地先まで | IΒ | 4. 20 | 225. 40 | |
| 同上 | 新 | 11. 30 | 225. 40 | |

和歌山県告示第266号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市長野字林ノ下1657番2地先から同市上三栖字坂本863番1地先まで 供用開始の期日 平成25年3月8日

和歌山県告示第267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩田保呂線

| 区間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備考 |
|--|------|----------------------|----------|----|
| 西牟婁郡上富田町生馬字山王13 68番2地先から同郡白浜町保呂 字破風岩1番地先まで | П | 3. 20 | 874.80 | |
| 同上 | 新 | 7. 60 | 874.80 | |

和歌山県告示第268号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩田保呂線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字山王1368番2地先から同郡白浜町保呂字破風岩1番地先まで 供用開始の期日 平成25年3月8日

和歌山県告示第269号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| | | 申請者 | | 道 | 路 |
|------|--|-----|-----------------|-------|--------|
| 指定番号 | 指 定 位 置 | 住 所 | 指定年月日 | 幅 員 | 延 長 |
| | | 氏 名 | | メートル | メートル |
| 3197 | 岩出市中迫字打樋443番1の 一部、445番1の一部、447 番1の一部 | | 平成 25. 2. 25 | 6. 00 | 46. 88 |

和歌山県告示第270号

次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項第2号に該当し、同項の規定によりその業務の停止を命じたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 被処分者
- (1) 商号 有限会社銀徳
- (2) 代表者氏名 吉村公俊
- (3) 主たる事務所の所在地 岩出市根来92番地
- (4) 免許証番号 和歌山県知事(2) 第3486号
- (5) 免許年月日 平成22年10月14日
- 2 処分年月日

平成25年2月25日

3 処分内容

平成25年3月12日から同月18日までの業務の全部停止7日間

和歌山県告示第271号

次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法(昭和27年法律176号)第65条第2項第2号に該当 し、同項の規定によりその業務の停止を命じたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成25年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 被処分者
- (1) 商号 芝本住建
- (2) 代表者氏名 芝本晃彦
- (3) 主たる事務所の所在地 和歌山県和歌山市江南407番地
- (4) 免許証番号 和歌山県知事 (5) 第3005号
- (5) 免許年月日 平成25年1月9日
- 2 処分年月日

平成25年2月27日

3 処分内容

平成25年4月26日から平成25年5月25日までの業務の全部停止30日間

杳 公 表

和歌山県監査公表第6号

平成24年8月28日付け監査報告第5号及び平成24年9月7日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事 等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に より、次のとおり公表する。

平成25年3月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一 和歌山県監査委員 足 立 聖 子 和歌山県監査委員 山 本 茂 博 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 和歌山県環境衛生研究センター

監查実施年月日 平成24年7月25日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|-----------|---|
| | 注意事項 決裁権者の押印漏れについては、再発しないよう職員 の注意を喚起し、全ての段階で書類のチェックをする体 制をとることとした。 |

2 和歌山県消費生活センター

| 監査実施年月日 平成24年7月25日 | |
|--------------------|----------------|
| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
| 注意事項 | 注意事項 |

- 約を随意契約で行っているが、和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号) 第109条に基づく予 定価格を定めていなかったので、適正に処理された
- (2) 物品調達によりガソリンを購入する場合、物品調 達台帳によって発注を行うこととなるが、決裁がさ れておらず購入者の押印もないものがあった。

また、台帳の様式も誤っていたので、適正に処理 されたい。

(3) 支出負担行為票に支出負担行為額の根拠を示す書 類が添付されていないものや、起案用紙の起案日と 支出負担行為票の起票日が一致していないものがあ ったので、適正に処理されたい。

- (1) 電子複写機の保守及び消耗品の供給に係る単価契 (1) 平成22年度の手続を誤ったが、平成23年度から は、一般競争入札を行っており、和歌山県財務規則 にのっとり、適正に処理している。
 - (2) 平成22年4月から同年8月まで決裁が漏れていた が、平成22年9月以降、決裁を行っている。

また、様式についても、和歌山県物品調達事務規 程(平成10年和歌山県訓令第13号)にのっとり、適 正に処理している。

(3) 支出負担行為票における書類の添付や起票日につ いては、和歌山県財務規則にのっとり、適正に処理 していく。

3 和歌山県男女共同参画センター

監査実施年月日 平成24年7月25日

監査の結果に基づき講じた措置 注意事項 長期継続契約により事務機器の借入れを行っているが、入札が必要であったにもかかわらず、簡易公開調達制度により実施していたので、今後、適正に処理されたい。

4 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 平成24年7月25日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| 注意事項 屋外遊具の修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。 | 注意事項 随意契約を行う場合には、必ず二人以上の者から見積 書を徴取するよう職員に徹底した。 |

5 和歌山県立和歌山西高等学校

監査実施年月日 平成24年7月25日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| 注意事項 コピー使用料の履行確認を行っていない事例があった ので、適正に処理されたい。 | 注意事項 コピー使用料の履行確認漏れについて、検収は適正に 行っていたが、記載漏れがあったものである。 今後、職員に周知徹底するとともに、決裁時において 確認する。 |

6 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成24年7月26日

| <u> </u> | |
|--|--|
| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
| 注意事項 (1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、 平成23年度末で約500万円となっており、前年度に比 し約30万円減少している。 今後も、新規未償還金の発生防止のために、貸付 時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度 分の未償還金について、未納者の現状を把握し償還 指導を行うなど、引き続き債権管理に努められた い。 (2) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、 区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で 適用する料金単価の根拠が確認できないものがあっ たので、適正に処理されたい。 (3) 敷地内の電話柱に電線等が共架されているが、行 政財産の目的外使用許可手続がなされていないの | 注意事項 (1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時には、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも説明を行い、貸付けの趣旨の徹底を図った。 また、過年度貸付金の未償還金については、電話及び文書による償還指導を継続的に行い、それでも応じない場合は、訪問や面接を行い、本人の実情等を確認しながら、納付してもらいやすい手法をとるなどの納付指導を行った。 (2) 食品及び水道関係の従事者又は20人以上の集団検査の料金単価とその他の料金単価が異なるため、料金単価の適用の根拠が確認できるよう申込書に記入スペースを設け、改善を行った。 (3) 使用者に行政財産の目的外使用許可申請手続を指導し、平成24年9月25日付けで許可を行った。 |
| で、適正に処理されたい。 | |

7 海草振興局建設部

監查実施年月日 平成24年7月26日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 注意事項 | 注意事項 |
| (1) 土木使用料等の収入未済額については、平成23年 | (1) 土木使用料等の収入未済額約47万円について、平 |

度末で約47万円となっており、前年度に比し約12万 円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適正な債権管 理に努められたい。

(2) 都市公園である紀三井寺緑地に設置された電柱に 通信ケーブルが共架されているが、都市公園法(昭 和31年法律第79号)第6条の規定に基づく占用許可手 続がなされていないので、適正に処理されたい。

成24年9月末までに約15万円を回収している。

残る未納分について、今後も適正な債権管理に努 める。

(2) 電柱に共架されている通信ケーブルの一部で占用 手続がされていない4社について、1社は占用許可手 続が完了し、残る3社についても、申請内容を審査し た上で、許可する方針である。

8 和歌山県立海南高等学校

監查実施年月日 平成24年7月26日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 切手購入において、支出負担行為の整理する時期 を誤るとともに履行確認もなされていない事例があ ったので、適正に処理されたい。
- (2) PTA所有の軽貨物自動車の使用に際しては、使用貸 借の覚書を交わすなど適正に処理されたい。
- (3) 出張の日程短縮があったにもかかわらず、旅行命 令の変更がなされず、旅費もそのまま支給されてい たので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 切手購入における支出負担行為の整理する時期の 誤り及び履行確認漏れについて、今後このようなこ とのないよう事務処理を見直し、適正な会計事務を 行っていく。
- (2) PTA管理の軽貨物自動車については、使用すること のないよう所有者へ車両の返却を行った。
- (3) 旅行命令の誤りを修正するとともに、返納の処理 を行い、適正に処理を行った。

今後、支出時における事務処理に留意し、適正な 会計事務を行っていく。

9 和歌山県立青陵高等学校

監査実施年月日 平成24年7月26日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

電子複写機の保守及び維持サービスに係る単価契約を 随意契約で行っているが、和歌山県財務規則第109条に 基づく予定価格を定めていなかったので、適正に処理さ れたい。

検討事項

生徒ホール内への自動販売機4台の設置について、和 歌山県立青陵高等学校育友会長に対し行政財産の目的外 は、実質的に関与していないので、行政財産の貸付制度 友会が主体となって関与していく。 による公募制の活用など適切な方策を検討されたい。

電子複写機の保守及び維持サービスに係る単価契約に ついて、本年度契約分より予定価格を定めて適正に処理 している。

検討事項

生徒ホール内への自動販売機の設置は、生徒の福利厚 生を目的としたものであることに鑑み、今後、販売実績 使用許可を与え、使用料を免除しているが、同育友会を分析し、設置目的に沿った運営が図られるよう同校育

10 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 平成24年7月26日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

小学部理科準備室で保管している毒物及び劇物等の薬 品保管管理簿が作成されていなかったので、適正に処理 されたい。

注意事項

小学部理科準備室での毒物及び劇物等の管理につい て、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第10 52号学校教育課長通知に基づき、薬品保管管理簿を作成 し、適正に保管する。

11 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

監査実施年月日 平成24年7月26日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行 正に処理されたい。

注意事項

使用許可手続のなされていない通信ケーブルについ 政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適│て、監査後、設置者に教育財産の目的外使用許可申請手 続を指導し、使用許可を行った。

12 和歌山県立紀北支援学校

監查実施年月日 平成24年7月26日

| | 監 | 查 | \mathcal{O} | 結 | 果 |
|--|---|---|---------------|---|---|
|--|---|---|---------------|---|---|

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 公用車を使用して、出張しているが、旅行命令簿 に記載がなかったので、適正に処理されたい。
- (2) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されている が、行政財産の目的外使用許可手続がなされていな いので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条 例第34号)及び県立学校処務規程を確認し、適正に 処理するよう職員に周知徹底を行った。
- (2) 使用許可手続のなされていない通信ケーブルにつ いて、教育財産の目的外使用許可申請手続を指導 し、使用許可を行った。

13 和歌山県和歌山北警察署

監査実施年月日 平成24年7月26日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| 注意事項 ケーブルテレビの利用料(使用料及び賃借料)の支出 票に履行確認がされていなかったので、今後適切に処理 されたい。 | 注意事項 支出事務について適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めていく。 |

14 和歌山県海南警察署

監査実施年月日 平成24年7月26日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--------------------------|--------------------------|
| 注意事項 | 注意事項 |
| 旅行後、復命されていない事例があったので、適正に | 旅行後は、速やかに復命するよう注意喚起を行い、再 |
| 処理されたい。 | 発防止に努めていく。 |

15 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

監査実施年月日 平成24年7月27日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| 注意事項 (1) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。 (2) 納期限内に完納されなかった使用料について、督促が行われていなかったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 (1) 通信ケーブル設置事業者に行政財産の目的外許可申請手続を行うよう指導し、使用許可を行った。 (2) 納期限内に納付がなかった使用料について、適時及び適切に督促状を発することを徹底し、早期の徴収を図る。 なお、当該使用料については、既に収納済みである。 |

16 和歌山県立近代美術館

監查実施年月日 平成24年7月27日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|----------------------------|----------------------------|
| 注意事項 | 注意事項 |
| (1) 通勤手当との調整が必要な旅費支給において、調 | (1) 旅費の支給誤りについて、返納の処理を行い、適 |
| 整すべき額を減額せず支給した事例があったので、 | 正に処理を行った。 |

適正に処理されたい。

(2) 年度当初に行うべき行政財産使用料の収入調定 を、翌年の3月21日付けで行っていたので、適正に処 理されたい。 今後、このようなことのないよう、複数の職員が 書類を確認するなどチェック体制を厳しくし、適正 な事務処理を行っていく。

(2) 収入調定の遅延について、和歌山県財務規則に基づき適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。 今後、調定漏れを起こさないよう、調定内容を一覧にするなど所属内の事務処理の見直しを行った。

17 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 平成24年7月27日

| | 監 | 査 | の | 結 | 果 | |
|------|---|---|---|---|---|--|
| 注意事項 | | | | | | |

- (1) 現金出納簿について、出納員の押印のないものがあったので、適正に処理されたい。
- (2) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものや使用料の算定を誤っているものがあったので、適正に処理されたい。
- (3) 平成22年度公開古墳照明施設工事により取得した 照明設備について、和歌山県公有財産事務規程(平 成10年和歌山県訓令第1号)第9条第2項の規定に基づ く総務部長への報告が行われていなかったので、適 正に処理されたい。

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 現金出納簿の出納員の押印漏れについて、今後、 チェック体制を厳重にし、押印漏れのないよう適正 に処理を行っていく。
- (2) 使用許可手続がなされていない通信ケーブルについて、設置者から教育財産の目的外使用許可申請を 受理し、使用許可を行った。

また、使用料の算定を誤っていた事例について は、遡って算定を行い、過誤納付分は設置者に返還 し、適正に事務処理を行った。

(3) 公開古墳照明施設工事により取得した照明設備の 公有財産の報告について、和歌山県公有財産事務規 程に基づき、適正に処理を行った。

今後、このようなことのないよう職員に周知徹底 を図った。

18 和歌山県立自然博物館

監査実施年月日 平成24年7月27日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

化石クリーニング調査委託業務及び収蔵資料整理委託 化石ク 業務において、実績報告書の提出に併せて委託費を精算 業務につ する必要があるが、精算事実を証明する書類が添付され 行った。 ていないので、適正に処理されたい。 今後、

注意事項

化石クリーニング調査委託業務及び収蔵資料整理委託 業務について、受託業者から精算書を提出させ、確認を 行った。

今後、職員に周知徹底を図り、複数の職員が書類を確認するなど、適正な事務処理を行っていく。

19 和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日 平成24年7月27日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 請求書の会社名が県への届出の会社名となっていなかったので、適正に処理されたい。
- (2) 和歌山県高等学校体育連盟の事務を校長外4名の教 論が行っているが、職務専念義務の免除の手続を行 わずに従事しているので、適正に処理されたい。

注音重項

- (1) 請求書受領時及び支出時に請求書の具備事項の確認を行い、適正な会計処理を行っていく。
- (2) 和歌山県高等学校体育連盟の業務における服務の 取扱いについて、教育委員会とも協議し、現在検討 しているところである。

20 和歌山県立和歌山高等学校

監査実施年月日 平成24年7月27日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|----------------------------|----------------------------|
| 注意事項 | 注意事項 |
| (1) 耐震工事期間中の工事業者使用分の光熱水費を徴 | (1) 不足分の電気料金は、工事業者から徴収し、適正 |

収する際、工事開始時の子メーターの数値の記載を 誤ったことにより、電気料金が徴収不足となってい るため、適正に処理されたい。

(2) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないので、適正に処理されたい。

に処理を行った。

また、今後誤りがないようメーターを複数人で確認するなど事務処理を見直し、適正に処理を行っていく.

(2) 使用許可手続がなされていない通信ケーブルについて、設置者に教育財産の目的外使用許可申請手続を指導し、許可を行った。

21 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

監査実施年月日 平成24年7月27日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないので、適正に処理されたい。
- (2) 化学準備室で保管している毒物及び劇物等の薬品 保管管理簿が作成されていなかったので、適正に処 理されたい。

注意事項

- (1) 敷地内の電柱に共架されている通信ケーブルについて、調査を行った結果、当該ケーブルは引込線であることが判明した。引込線については、使用許可手続が不要となっていることから設置者にその旨を伝え、適正に処理を行った。
- (2) 化学準備室で保管している毒物及び劇物等について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、薬品保管管理簿を作成し、適正に処理を行った。

検討事項

北門の東部外壁より北側の現況道路敷となっている土地が学校用地として存しており、教育財産として使用されていないので、適切な財産管理を所管部と協議されたい。

検討事項

当該用地については、平成22年12月24日に和歌山市の 地籍調査が実施され、現在、法務局において同調査の成 果を地図や登記簿に反映させるための登記処理事務が行 われている状況である。

そのため、登記が完了した後に、和歌山市への譲渡等 を含め、関係機関と協議を図る予定である。

22 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 平成24年7月27日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| 注意事項 旅行命令簿で、用務地の記載誤りにより、旅費が誤って支給されているので、適正に処理されたい。 | 注意事項 旅費の支給誤りについて、追給処理を行った。 今後、このようなことのないよう留意し、決裁時に確 認するよう、周知徹底を図った。 |

23 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 平成24年7月27日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| 注意事項 通信運搬費の支出負担行為において、整理する時期が 誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 通信運搬費の支出負担行為において、整理する時期が 誤っていた事例について、今後このようなことのないよ う、所属内のチェック体制を整え、適正な会計事務を行 っていく。 |

24 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 平成24年7月27日

| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| 注意事項 電子複写機保守及び維持サービスに係る単価契約を随 意契約で行っているが、和歌山県財務規則第109条に基 | 注意事項 電子複写機保守及び維持サービスに係る単価契約について、見積依頼の伺書に予定価格の記載漏れがあった |

されたい。

づく予定価格が設定されていなかったので、適正に処理┃が、今後は、予定価格の設定及び記載を行い、適正な事 務処理を行っていく。

25 公益財団法人和歌山県農業公社

監査実施年月日 平成24年8月21日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

就農支援資金貸付金の償還金及び違約金の未収金につ いては、平成23年度末で約336万円となっており、前年 度末に比し約163万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努 められたい。

注音事項

就農支援資金貸付金の保全及び回収の事務を委託して いる和歌山県信用農業協同組合連合会ほか関係機関と連 携し、滞納者に対する経営指導及び償還指導を行ってい

今後とも、分割償還等による計画的な債権回収を進め るとともに新たな延滞の発生防止に努める

26 社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 平成24年8月21日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金 融公庫及び県からの借入金であり、平成23年度末の借入 金残高は、約126億3,000万円となっている。

また、造林事業は伐期まで長期間にわたるため、多額 の管理費等が必要となる。

今後、木材価格の動向を注視しながら、長伐期施業転 換への契約変更(50年から80年に契約変更)、施業単価 の見直し、間伐事業の重点実施など、貴団体が策定した 「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。

注意事項

和歌山県の新行財政改革推進プランに基づき、県の監 督支援の下で、木材価格の向上をもって借入金の返済が できるよう公社の経営改善を図り、定額助成事業の活用 や間伐事業の重点実施により、投資経費を縮減するとと もに管理費、人件費を中心とした経費の節約に努め、経 営の効率性を高めていく。

また、路網整備等による生産コストの削減に努め、長 伐期施業のための契約変更を推進し、平成20年度に策定 した分収林経営改善計画を確実に実行し、経営の健全化 に努める。

27 和歌山県土地開発公社

監査実施年月日 平成24年8月21日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設(敷 地を含む。)のうち、地方公共団体への移管が完了して いない施設については、引取先地方公共団体の基準への 適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められた V,

注意事項

公共施設の移管については、移管が可能なところから 順次、補修等の整備を行い地元自治体に移管していく。

川永団地道路については、段階的に移管を進めてお り、平成24年度に残り3分の1を移管して終了する予定で ある。

また、岩出紀泉台の汚水処理施設については、平成23 年10月に岩出市の公共下水道に接続して、平成24年11月 30日に移管を完了した。

その他の施設については、地元自治体の移管条件が 種々あり、その整備に多額の費用を要することから早期 移管は困難な状況であるが、今後も、引き続き移管でき るよう努力していく。

検討事項

和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成 23年度に住宅の分譲地として、長山団地(1件)、新宮 蜂伏団地(15件)が売却されるなど努力されているが、 依然として残っている土地が存在しているので、今後と 11月1日現在、新宮蜂伏団地で7区画及び保留地1区画を も、その売却に努められたい。

また、その他の土地についても、早期処分に努められ るとともに、紀泉台西部土地については、その活用の方 途を検討されたい。

検討事項

保有土地の処分については、従来より公社の重点事項 の一つとして、積極的に取り組んでいる。

平成24年度の住宅団地販売状況については、平成24年 売却して、残り10区画となっている。

企業団地である北勢田ハイテクパークについては、残 すところ1区画となっており、今後とも、県企業立地課 と連携を図りながら売却に努めていく。

古座上野山団地については、平成24年8月28日に売却 し、打田第2の保有地については、平成24年9月13日に売 却した。

紀泉台西部については、平成14年2月の和歌山県未利 用土地利活用方策検討委員会において、利活用につい て、慎重に検討すべきとの提言がなされ、現在事業を凍 結している状況である。

28 和歌山県税事務所

監査実施年月日 平成24年8月23日

監査の結果

注意事項

平成23年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果 97.1%で0.4ポイント増加し、平成23年度末の収入未済額 は、約12億1,059万円と約1億4,390万円減少している。

個人県民税の収入未済額が占める割合は、県税全体の収入未済額の約67%と大きなものとなっているため、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

平成24年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に 基づき以下のような取組を行った。

(1) 徴収目標の策定と進行管理

今年度の目標収入率と収入未済額圧縮率達成のた めの数値による徴収計画を策定し、進行管理を徹底 している。

さらに、毎月徴収対策本部会議を開催し、進捗状況の確認や優先順位の決定等必要な対策をとっている。

(2) 滞納処分の早期実施

過去に滞納処分歴のある納税義務者で、現年課税 分において新たに滞納を発生させた者に対しては、 一斉に財産調査を実施し、早期に滞納処分を実施し た。続けて滞納処分を実施することで、県としての 強い姿勢を示し、収入未済額を圧縮するとともに、 滞納者の意識変革を促し、今後の滞納事案発生の抑 止を目指している。

さらに、勤務先の判明した滞納者に対しては、一 斉に差押予告の送付と勤務先への給与照会を行うな ど、平成24年度に新たな取組を行っており、これま でにない成果をあげている。

(3) 高額滞納事案の集中取組

滞納繰越分では、本税と延滞金の合計金額が40万円以上のものを高額滞納事案として、他の困難事案と併せて特別整理グループで取り組んでいる。第1及び第2グループで滞納整理を実施した後、困難となった案件の各種調査及び財産の差押えなど集中的に取り組むことにより、効率的な事務処理ができるようになった。

(4) 大量に発生する滞納案件の早期対応の実施

一時に大量の滞納件数が発生する現年自動車税については、督促状・差押予告状の発送を早期に設定し、加えて緊急雇用制度を活用した6名の納税促進員と既存の3名の納税推進員により連続した納税勧奨及び滞納者の実態調査を行っている。

これにより、早期の案件分類が進み、早い時期から滞納処分(差押え)の開始が可能となった。

(5) 個人住民税の包括的な徴収対策の実施

個人県民税の未収金については、昨年度に引き続き、管内市町と県職員の派遣協定を締結し、さらに 海南市と紀美野町は第48条の直接徴収を実施している。

また、定期的(3か月ごと)な徴収強化に関する協議を行い、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化及び滞納整理手法の情報交換を行っている。特に、滞納整理業務の一環として、2市1町の高額滞納事案について個々具体的に進行管理の協議

和歌山県報 第 2436 号

平成25年3月8日(金曜日)

| を行い、効率的に県税収入の確保に努めている。 なお、延滞金等諸収入についても上記方針に従 い、管内市町に適正な管理及び滞納整理の実施に努 めるよう助言する等適正な債権管理に努める。 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |